

## 秋田県立農業科学館消防用設備点検業務委託 特記仕様書

- 1 名称  
秋田県立農業科学館 消防用設備点検業務委託
- 2 一般事項
  - (1) 本業務は、秋田県立農業科学館内に消防法（昭和23年法律第186号、以下「法」という。）に基づき設置されている消防用設備等について、法第17条の3の3に基づく定期点検及び消防用設備の点検業務を関係法令を遵守し行うものである。
  - (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。
- 3 業務履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日
- 4 業務履行場所  
所在地 秋田県大仙市内小友字中沢171-4  
名称 秋田県立農業科学館  
用途 消防法施行令 別表第1(8)項  
規模・構造 R. C一部木造 地上1階 地下1階 延べ面積4,892.26㎡
- 5 消防用設備等の種類  
消防用設備等の種類は、消火器具、屋内外消化栓設備、ハロゲン化物消火設備、連結散水設備、自動火災報知設備、非常警報器具設備、誘導灯及び誘導標識、排煙設備、防火連動制御盤設備、非常電源設備とし、数量等の詳細は設計内訳書及び配置図のとおりとする。
- 6 業務内容  
消防庁告示9第9号（平成16年5月31日）の規定に基づき、消防長官が定めた点検方法により行い、その点検の過程において必要とされる設備等の調整を行うものとする。点検の結果は、同規定による報告書の様式により作成し報告するものとする。なお、1回目の機器点検及び総合点検については、報告書を消防機関に提出するものとする。
- 7 業務に従事する者  
業務に従事する者は、消防用設備等の種類に応じたそれぞれの消防設備士免状の交付を受けている者又は消防設備点検資格者とする。
- 8 業務実施期間  
次の期間によりそれぞれ行うものとする。具体的な点検実施日については事前に協議のうえ決定することとする。

(1) 機器点検及び総合点検	(1回目)	令和8年9月1日から同月20日まで
(2) 機器点検	(2回目)	令和9年3月1日から同月20日まで
- 9 提出書類
  - (1) 点検結果報告書類及び報告期限
    - ① 機器点検及び総合点検 (1回目) 令和8年9月30日まで
    - ② 機器点検 (2回目) 令和9年3月31日まで
  - (2) 業務計画書  
共通仕様書による
  - (3) 委託業務完了通知書  
各回点検終了後速やかに提出すること。
- 10 貸与資料  
発注者は受注者に次の資料を貸与することができるものとする。
  - ①関係設備関係図書
  - ②前年度点検結果報告書
  - ③その他、受注者が必要とする資料